

自治会・防犯灯管理団体のみなさまへ大切なお知らせ

防犯灯公設化に伴う 移管手続きのご案内

防犯灯の移管を希望される自治会・防犯管理団体さまは下記内容をご確認の
うえ、**必ず10月30日（金）までに必要書類のご提出をお願いいたします。**

移管までの流れ



必要書類

- ☐ 防犯灯移管申請書 ☐ 写真（電柱全体像の写真とプレート写真）
- ☐ 防犯灯位置図

公設化のめやす（一部抜粋）

【公設化できる防犯灯】

- ・自治会等で管理しているもの
- ・道路など不特定多数の人が利用するもの
- ・電柱番号などで設置場所が確認できるもの
- ・電柱又は専用柱に設置されているもの

【公設化できない防犯灯】

- ・自治会等で管理していないもの
- ・私道や私有地に設置されているもの
- ・公道に設置されているが、駐車場内やマンション・団地など共同住宅の敷地内、企業敷地内等、特定の場所を照らしているもの
- ・公設化する防犯灯及び専用柱にかかる設置費用、電気料金について、未払い等が発生しているもの
- ・民家の壁などに設置されているもの

【公設化にあたっての注意事項・その他】

- ・現場確認等の結果、ご要望に沿えない場合がございます。
- ・防犯灯の公設化にあたって、自治会内で異議・係争がないこと。
- ・防犯灯の故障した際の連絡など、移管後も協力ください。
- ・公設化後、運用状況に応じて、一部防犯灯を間引く可能性があります。